

| | | | | |
|---------|---|------|-----|---------|
| 氏名（本籍） | た | むら | たけし | （東京都） |
| 学位の種類 | 医 | 学 | 博 | 士 |
| 学位記番号 | 博 | 甲 | 第 | 483号 |
| 学位授与年月日 | 昭 | 和 | 62年 | 3月25日 |
| 学位授与の要件 | 学位規則第5条第1項該当 | | | |
| 審査研究科 | 医学研究科 | | | |
| 学位論文題目 | Adjustment difficulties of Japanese returnee children from overseas sojourn (海外帰国子女の適応困難に関する精神衛生的研究) | | | |
| 主査 | 筑波大学教授 | 医学博士 | 小 | 田 晋 |
| 副査 | 筑波大学教授 | 医学博士 | 山 | 口 誠 哉 |
| 副査 | 筑波大学教授 | 医学博士 | 根 | 本 一 男 |
| 副査 | 筑波大学教授 | 医学博士 | 安 | 羅 岡 一 男 |
| 副査 | 筑波大学助教授 | 医学博士 | 白 | 石 博 康 |

論 文 の 要 旨

（目 的）

本論文は、親に同伴して海外に在留し、ふたたび帰国するいわゆる海外帰国子女の適応およびその障害について、アンケート調査と、帰国後なんらかの不適応問題をひきおこした事例の臨床研究から、帰国子女の抱える適応問題について精神衛生的立場から考察を試みたものである。

（研究方法）

本研究は、アンケート調査と、事例研究の二部からなる。アンケート調査の対象者は、東京近郊のK市の公立小・中学校98校、東京都にある私立1高校及び筑波研究学園都市の帰国子女研究協力校3校に在学する帰国子女1941人、海外生活体験を持たない一般児童・生徒1354人、及びヨーロッパとアジアの日本人学校5校の児童・生徒1133人である。これら各校の該当者全員に調査用紙を配布、回収した。事例研究の対象者は、筑波大学附属病院外来の他、著者が関わる4ヶ所の治療機関を訪ねた青少年事例のうち親と共に海外に1年以上居住し、20歳以前に帰国した症例22例である。これらの症例について出国時期、滞在地、海外での学校、海外での不適応問題を

呈したか否か、海外滞在経験回数、帰国時期、帰国後の学校、問題行動の内容、発症時期、発症契機、帰国後友人からのいじめを受けたか否か、家族構成等について詳細に聴取し、整理した。
(結果)

- (1) 症例研究からわかったことは、帰国子女が呈する不適応問題は、登校拒否、家庭内暴力、抑うつ、無気力、自殺未遂、食欲不振であり、中でも登校拒否が一番多かった。これらの問題は、帰国子女に限らず、日本の思春期事例に多く見られるが、海外及び帰国体験がさらに彼らのストレスを増大させている。1例は、Walkerの文化結合妄想状態に相当する急性の精神病状態を示した。それらの問題が発生する直前の症状、愁訴としては、勉強の遅れ、寂しさ、友人からの疎外、生活が耐えられない、などである。
- (2) アンケート調査からは、女子の方が精神的身体的訴えが多いが、実際に不適応問題を示して事例となるのは、男子が女子の2倍以上である。また、小学校段階に比べ、中学、高校と年齢が上がると共に精神的ストレスが増加する。さらに内向性、神経質、短気等の性格が不適応問題の発生と相関する。
- (3) アンケート調査から、北米、西欧、オセアニアの地域に滞在した子女が帰国後適応しにくいこと、日本人学校、現地校、国際学校、海外の学校の種類により、帰国後、不適応に陥る傾向に差は認められなかった。
- (4) 不適応例の平均滞在期間は帰国子女全体の平均滞在期間より永く、海外居住経験回数は多い。小学生では帰国後1年以内の早期に発症する例が多いが、発生時の年齢が上昇するにつれ、帰国から発症までの期間が永くなる。
- (5) 帰国後の適応状態は、帰国直後から4～6ヶ月にかけて悪化し、以後徐々に適応が進んで行く。
- (6) 家族の問題として、父親の心理的不在、母親の現地及び帰国後の不適応状態、母子分離不安、祖国に対する親の否定的態度などが子女の適応を阻害する重要な因子である。
- (7) 日本での学校の問題としては、日本の受験を控えた勉強や進学に対する不安が強く、帰国後の適応を困難なものにしている。
- (8) 帰国後級友からいじめを受けたことが不適応の誘因になっている症例が多い。いじめの背後には、直一性を重視し異質なものを排除する日本文化の特性が認められる。ただし、いじめ体験に関して帰国子女と対照群との間に有意差はない。
- (9) 不適応問題を呈した場合、前述の家族、学校、友人等の問題点を見極め、早急に解決すること。治療に当っては本人及び家族に対する支持的精神療法が特に必要なほか、症例に応じて向精神薬療法、家族療法等が有効である。それでも改善が十分でない場合は一時的な入院治療が効果的である。

審 査 の 要 旨

最近、わが国の国際活動の拡大と共に、海外に在留する日本人の数が飛躍的に拡大し、帰国子女の数が急増している。海外子女・帰国子女の受け入れ体制の整備は、今日の教育政策上重要な課題となっている。しかし、帰国子女の中には、環境の急変のために海外の生活、および帰国後の生活にうまく適応できず、さまざまな精神的問題をひきおこす場合のあることが注目されてきた。本研究はその意味で時代の要請に応えたものである。のみならず、移住の問題は、精神衛生学上、もっとも議論の多い、注目をあつめて来た領域であり、本研究は、出国－在留－帰国という過程がその中に含まれ、これに、健常者を含めた質問紙調査と、症例に関する臨床研究との両面から接近した点に独自性がある。症例研究から出発し、その状況的・文化的背景を探究し、更に治療論及び健常群への健康管理に及ぶ総合的精神保健学の方法を探究した試みとして評価できるし、比較文化精神医学、思春期精神衛生の側面からも意味のある業績であり、博士学位論文としての価値を有するものと認める。

よって、著者は医学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。